

# 城北防災だより

2023/3/15  
57号

城北地区防災対策協議会  
事務局：城北地区公民館

## 災害から大切な人の命を守ろう！！

2011年3月11日に発生した東日本大震災から、12年が経過しました。

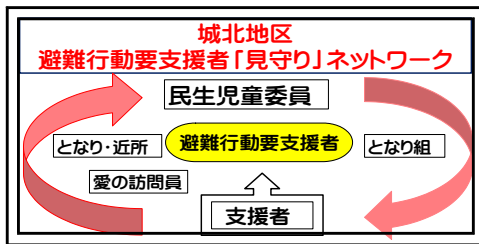
この間にも、全国各地で自然災害が頻発し、多くのメディアが特集を組んで災害への備えを取り上げ、警鐘を鳴らしています。

中でも、「南海トラフ巨大地震」は、今後30年以内に70%から80%の確率で発生するとされています。気象庁の被害想定では、「静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7」・「隣接する広い地域で震度6強から6弱」・「関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波」の襲来を想定しています。

山陰地方でも、最大震度“5強”。発生直後の、物資の不足が想定されています。自分事として、災害関連死を回避する上でも、減災への備えが必要です。

“家族の避難場所”や“連絡方法”と“役割分担”、“家具の転倒防止のチェック”、“家族分の食料備蓄の確認”等、大災害の教訓を活かした備えが重要です。

ところで、東日本大震災では多くの方が死亡(15,900人)・行方不明(2,525人)となりました。その内訳を見ると、65歳以上の死者数が全体の約6割を占めているほか、障がい者の死亡率は全体の約2倍に上るという結果が浮き彫りになりました。



城北地区には、住民同士で「命」を守る『一時集合避難』と、『避難行動要支援者「見守り」ネットワーク』があります。

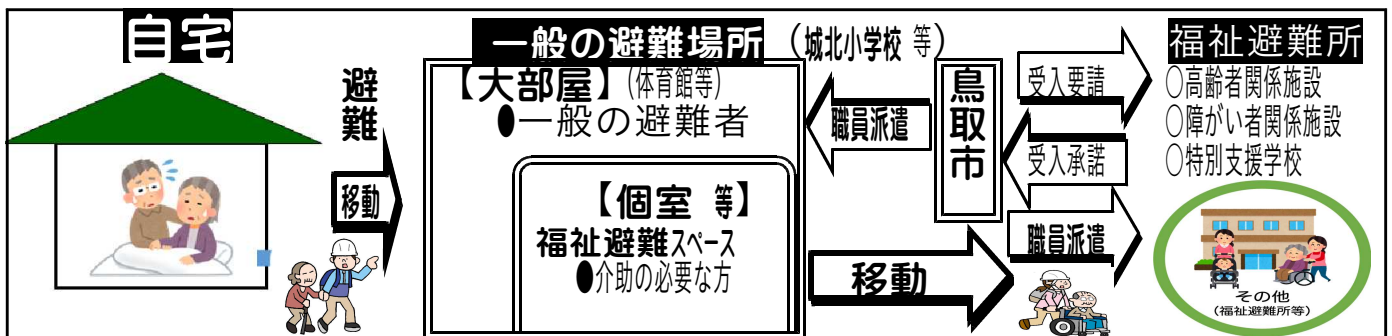
これらを機能させて、多くの救われるべき命を、みんなで救いましょう。

## ■「福祉避難所」への避難の方法について ～出典(鳥取市「くらしの情報」)～

日本海新聞(R5,3,8)でも取り上げられていましたが、鳥取市では食事や排泄、移動等の日常生活全般に介助が必要となる在宅の方と、その介助者を対象に、社会福祉施設等と協力協定(福祉避難所協定)を締結しています。しかし、「福祉避難所」としての「**指定**」はしていません。したがって、協定施設への**直接避難はできません**。市と施設とが、あらかじめ各施設と受け入れ人員について、協議した上での**避難**となります。

(理由:指定すると施設側は避難者を受け入れざるを得ない。災害時は施設職員も被災する可能性があり、受け入れ態勢が整わず、混乱を招く恐れがある。)

まずは、指定の避難場所(城北小学校等)に避難した後、市の担当者(避難所運営責任者)にご相談ください。その間は、可能な限り福祉スペースが準備されます。その後、担当者が市本部に連絡し、市本部と施設が協議し福祉避難所への移動が可能になります。



\*「総合防災マップ」(2020年鳥取市版)P62参照:「福祉避難所協定施設一覧」